

議案第 1 2 3 号

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町及び同郡鷲宮町を廃し、その区域をもって久喜市を設置し、加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置したことに伴い、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により協議するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議決を求める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人